

# 大分県報

平成二十九年  
第二八八一号  
五月十六日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定……………一
- 指定居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業及び指定介護予防サービス事業の廃止……………二
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退……………五
- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………五
- 道路区域の変更……………五
- 道路の供用開始……………六

## ○告示

### 大分県告示第三百一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十六条第一項及び第五十三条第一項本文の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者に指定した。

平成二十九年五月十六日

大分県知事 広瀬 貞

事業者の名称又は氏名	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社 N・フィールド	大阪府大阪市北区堂島浜一丁目四番四号 アクア堂島東館	訪問看護ステーション別府	別府市北浜二丁目一〇一―一九グラウンド	訪問看護・介護 予防訪問看護	平二八・一〇・一

株式会社 藤商店	日田市大字十二町四七四番地一	堀田クリニック 看護部	日田市大字十二町四七四番地一	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	平二九・一・九
株式会社 有田商店	竹田市久住町大字久住六一八六番地一	有田商店	竹田市久住町大字久住六一八六番地一	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平二八・一一・一
株式会社 SAKOKURI エイト	玖珠郡玖珠町大字塚脇六七八番地一〇	ヘルパーステーション さりかぶ	玖珠郡玖珠町大字塚脇六七八番地一〇	訪問介護・介護 予防訪問介護	平二九・一・一
株式会社 サン・ルーム	宮崎県延岡市平田町二三四七番地	株式会社 サン・ルーム 豊肥営業所	豊後大野市三重町赤嶺字杉崎一六四番五〇	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平二八・一一・一九
医療法人 咸宜会	日田市淡窓二丁目五番一七号	日田中央病院 訪問看護部	日田市淡窓二丁目五番一七号	訪問看護・介護 予防訪問看護	平二八・一一・一
グッド・アシスト 有限会社	佐伯市鶴望字中ノ原三五一〇番二一	万葉訪問介護ステーション	佐伯市鶴望字中ノ原三五一〇番二一	訪問介護・介護 予防訪問介護	平二八・一一・一
株式会社 菅田新光堂	玖珠郡玖珠町大字山田二九一―一	スガタ福祉用具センター	玖珠郡玖珠町大字塚脇五〇―一	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平二八・一一・一

平成二十九年五月十六日

大分県報（告示）



社会福祉法人別府市社会福祉協議会	別府市上田の湯町一五番四〇	別府市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	別府市上田の湯町一五番四〇	介護予防訪問介護	平二八・三・三二	社会福祉法人虹の会	大分市大字横尾四四五一番地の八	アイリスくすホームヘルプサービス	玖珠郡玖珠町大字塚脇字梅迫六七八一〇	訪問介護・介護 予防訪問介護	平二八・一二・三二
医療法人功尚会	杵築市大字南杵築字大手内一九四五番地一	デイケアかれん	杵築市大字南杵築一九四三番地	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平二八・八・三二	"	"	アイリスくす介護保険サービスセンター	"	通所介護・介護 予防通所介護	"
有限会社サンケン	玖珠郡玖珠町大字山田三七一一六	有限会社サンケン	玖珠郡玖珠町大字山田三七一一六	福祉用具貸与	平二八・一〇・三二	"	"	アイリスくす介護保険サービスセンター	"	居宅介護支援	"
社会福祉法人中津市社会福祉協議会	中津市沖代町一丁目一番一	ケアプランセンター三光	中津市三光成恒四二一番地一	居宅介護支援	平二八・一一・一	有限会社ウエルケア	由布市湯布院町川北一〇〇六一	アイリスくすサービスセンター	由布市湯布院町川北一〇〇五一	介護予防通所介護	"
"	"	ヘルパーステーション三光	"	訪問介護・介護 予防訪問介護	"	合同会社笑みの杜	速見郡日出町大神五八九一番地三五	アイリスくすサービスセンター 笑みの杜 おが	速見郡日出町大神五八九一番地三五	"	"
富士タクシー株式会社	白杵市大字白杵九二番地の二七	訪問介護ふじ福祉サービス	白杵市大字白杵九二番地の二七	訪問介護	平二八・一一・二五	富士タクシー株式会社	白杵市大字白杵九二番地の二七	訪問介護ふじ福祉サービス	白杵市大字白杵九二番地の二七	介護予防訪問介護	"
有限会社大分ケア・サポート	豊後大野市三重町市場二八四	有限会社大分ケア・サポート	豊後大野市三重町市場二八四	訪問介護・介護 予防訪問介護	平二八・一一・三〇	株式会社地域ケアサポート青空	杵築市大字熊野九一五番地二一	地域ケアサポート青空	杵築市大字熊野九一五番地二一	介護予防通所介護	平二九・一・一
社会福祉法人白杵市社会福祉協議会	白杵市大字白杵四番一	野津町訪問入浴介護事業所	白杵市野津町大字野津市一〇五〇番地	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	"	有限会社社長井モーターズ	由布市挾間町挾間字前五〇番地の二	有限会社社長井モーターズ	由布市挾間町挾間字前五〇番地の二	福祉用具貸与	平二九・二・七
株式会社KONERI	由布市湯布院町川北一三六〇一六	訪問看護ステーションゆふいん	由布市湯布院町川北一三六〇一六	訪問看護・介護 予防訪問看護	平二八・一二・一	社会福祉法人太陽の家	別府市大字内竈一三九三番地二	ケアプランセンターたいうよう	別府市大字内竈一三九三番地二	居宅介護支援	平二九・二・一三
セントケア九州株式会社	熊本県熊本市中央区十禅寺一―三一	セントケア白杵	白杵市大字市浜一六八―二	訪問介護・介護 予防訪問介護	"	社会福祉法人育心会	豊後高田市美和一六八四番地	コスモスヘルパーステーション	豊後高田市美和一六八四番地	訪問介護・介護 予防訪問介護	平二九・二・二二

平成二十九年五月十六日

大分県報(告示)



株式会社サ ン・ルーム	宮崎県延岡市 平田町二三四 七番地	株式会社サ ン・ルーム 佐伯営業所	佐伯市鶴岡 西町一丁目 一七八番地	居宅介護支援	平二九・四・一
特定非営利 活動法人C S O おお いた	豊後大野市千 歳町前田一 六〇番地	優緩倶楽部 フェリス	豊後大野市 千歳町前田 一一五七番 地	介護予防通所介 護	〃
医療法人長 門莫記念会	佐伯市鶴岡町 一丁目一番 五九号	デイサービ スセンター ほんじょう	佐伯市本匠 大字堂ノ間 二八三番地 一	通所介護	〃
〃	〃	くにさぎケ アセンター やすらぎ通 所介護事業 所	国東市安岐 町下山口三 八番地一	通所介護・介 護 予防通所介護	〃

大分県告示第三百三三号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設から指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十九年五月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

開設者の名称 又は氏名	主たる事務所 の所在地	施設の名称	施設の所在 地	サービスの 種類	辞退年月日
医療法人社団 宮崎クリニッ ク	別府市亀川東 町二七―三七 ク	医療法人社団 宮崎クリニッ ク	別府市亀川 東町二七― 三七	介護療養型 医療施設	平二八・一一・二八

大分県告示第三百三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十九年五月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞	一 申請のあった年月日 平成二十九年四月二十日
	二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 NPO法人 むぎの会
	三 代表者の氏名 稲尾 聡 文
	四 主たる事務所の所在地 大分市かたしま台一丁目十七番地の百四十八
	五 定款に記載された目的 この法人は、主として大分県の児童養護施設、乳児院、保育所（以下、「児童養護施設等」という）で生活する子ども達の自立を支援する事業を行い、もって次世代を担う子ども達の健全な育成に寄与することを目的とする。

大分県告示第三百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年五月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道庄内久 住線	竹田市直入町大字下田北字 浦山三〇四四番九地先から 竹田市直入町大字下田北字 松山三七五一番地先まで	前 A	メートル 一七・三 〆六・〇	メートル 九七八・〇	上記A 及びB は、関 係図面 に表示 する敷 地の区 分をい う。
	竹田市直入町大字下田北字 浦山三〇四四番九地先から 竹田市直入町大字下田北字 松山三七五一番地先まで	後 A	一七・三 〆六・〇	九七八・〇	

平成二十九年五月十六日

大分県報(告示)

六

竹田市直入町大字下田北字  
浦山三〇四番九から  
竹田市直入町大字下田北字  
松山三七五一番地先まで

B

五二・〇  
〇一〇・一

九四三・〇

大分県告示第三百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年五月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道庄内久住線

竹田市直入町大字下田北字松山三七三〇番五  
から  
竹田市直入町大字下田北字松山三七五一番地  
先まで

平二九・五・一六